

2026年度大学院保健学研究科の入学者選抜方法(2025年度実施)について、以下の2項目について変更します。

1. 大学院保健学研究科(博士後期課程)の【一般入試・社会人入試】における**筆記試験〔外国語(英語)〕を廃止**します。これに伴い、看護学分野においては出願時に英語資格・検定試験(CEFRの相当レベル)の成績証明書の提出を求めます。また、この成績証明書について放射線技術科学分野において提出は任意で、検査技術科学分野において提出は不要です。

変更内容

- 【一般入試・社会人入試】における筆記試験〔外国語(英語)〕

変更前: 実施

変更後: 廃止

- 英語資格・検定試験(CEFRの相当レベル)の成績証明書※1

(検査技術科学分野は提出不要です)

新規要件:

スコアレポートは出願締切日の2年前以降に受験したものに限り有効とします

- ・ 看護学分野においては 提出は**必須**
- ・ 放射線技術科学分野においては 提出は**任意**

2. 大学院保健学研究科(博士前期課程・博士後期課程)の出願時に対象者(※2)に提出を求めた「**語学力を証明する資料**」における「日本語能力試験N2以上の合格通知書あるいはTOEFLiBTの61点以上の成績証明書のいずれか1つ」を、**英語資格・検定試験(CEFRの相当レベル)の成績証明書**に変更します。

変更内容

- 「語学力を証明する資料」

変更前: 日本語能力試験N2以上の合格通知書あるいはTOEFLiBTの61点以上の成績証明書のいずれか1つ

変更後: **英語資格・検定試験(CEFRの相当レベル)の成績証明書**※1

スコアレポートは出願締切日の2年前以降に受験したものに限り有効とします

※1 英語資格・検定試験の例:ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定(英検)Ⅰ級-3級、GTEC、IELTS、TEAP、TOFEL、TOEIC、CET-4、CET-6等

※2 【一般入試・社会人入試】の出願者のうち日本国籍を有しない方、および【外国人留学生特別入試】の出願者

以上